# 群馬パース大学オープンアクセスポリシー

(趣 旨)

第1条 群馬パース大学(以下、「本学」という。)は、本学において生産された教育・研究活動の成果物を広く学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

# (研究成果の公開)

第2条 本学は、本学の教職員、大学院生等の構成員(以下、「構成員」という。)が出版 社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下、 「研究成果」という。)を、群馬パース大学機関リポジトリ(以下、「リポジト リ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転 しない。

# (適用の例外)

第3条 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切な場合、また研究の遂行が困難になる等の理由で、公開に支障があるとの申し出が本学構成員からあった場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

#### (適用の不遡及)

第4条 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

# (リポジトリへの登録)

第5条 リポジトリへの登録・公開等リポジトリに関する事項は、「群馬パース大学機関 リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

#### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

# (その他)

第7条 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係 者間で協議して定める。

附 則 このポリシーは、2023年1月18日から施行する。